

令和5・6年度 宇陀衛生一部事務組合

物品購入等競争入札(見積り)参加資格申請書の提出要領

令和5・6年度において、宇陀衛生一部事務組合が発注する物品購入等競争入札(見積り)参加資格審査申請書の受付を行いますので、登録を希望される方は次の要領により申請して下さい。

なお、入札資格者名簿に登録された場合でも、直ちに発注又は見積依頼があるということではありませんのでご注意ください。

※ 令和4・5年度物品購入等競争入札(見積り)参加資格審査申請書をご提出いただいています方は、今回の申請は不要です。

1. 受付期間

令和5年2月1日(水曜日)から令和5年2月28日(火曜日)

※受付期間以外の登録はできませんのでご注意ください。

2. 登録有効期間

令和5年4月1日(土曜日)から令和7年3月31日(月曜日)(2年間)

3. 欠格要件

次の各号いずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 入札参加資格を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- ② 営業に関し、許可・登録・届出等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 入札参加資格申請書及びその添付資料に、虚偽の事実を記載した者
- ⑤ 納税証明書の各種税目に未納がある者
- ⑥ 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号 以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接

的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. 提出方法

8. 提出書類に従ってしてください。

7. 問い合わせ先に提出して下さい。持参もしくは、簡易書留による申請のみ受けま
す。

注意事項

持参もしくは、簡易書留時の注意事項等

宛名は「宇陀衛生一部事務組合 管理者」としてください。

① 持参による受付は午前9時から午後3時まで(土日祝を除く)

ただし、令和5年2月28日(火曜日)の受付は午後5時までとします。

② 封筒の表に「一般競争(見積り)入札参加審査申請書在中」と朱書してください。

③ 提出期間 令和5年2月1日(水曜日)から令和5年2月28日(火曜日)必着(簡易書
留)

④ 申請書及び添付書類に不備があった場合は「受領」とせず、後日連絡をします。

⑤ 申請書を受領した場合、受領書を送付しますので、申請の際には「返信用の所在地、商
号又は名称を記入した返信用封筒(84円切手貼付)」を同封して下さい。

※返信用はがき、封筒(切手なし)がない場合は返信できません。

5. 審査結果の登録

申請内容の審査の結果、入札参加資格があると認めるときは、令和5・6年度の「競争入札参
加資格者名簿」に登録いたします。

◇ 名簿への登録は、令和5年4月1日(土曜日)からになります。

6. 提出後の変更

競争入札参加資格者名簿に登録された後、内容に変更があったときは、その都度

「物品購入等競争入札(見積り)参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出して下さい。

7. 問い合わせ先

〒633-2131

奈良県宇陀市大宇陀和田 262 番地

宇陀衛生一部事務組合

NTT 電話 0745-84-2337(土日祝を除く午前9時から午後4時)

I P 電話 0745-88-9197(土日祝を除く午前9時から午後4時)

8.提出書類

項番	書類の名称	法人	個人	記載要領並びに書類の説明
1	物品購入等競争入札(見積り)参加資格審査申請書 (様式第1号)	○	○	申請営業種目欄は、別表一覧表より申請種目を選択し、記入のこと。
2	誓約書 (様式第2号)	○	○	
3	使用印鑑届 (様式第3号)	○	○	宇陀衛生一部事務組合との取引に際し、使用する印鑑を押印のこと。
4	委任状 (様式第4号)	△	△	組合との取引を代理人(支店長・営業所長等)に代行させる場合
5	営業実績調書 (様式第5号 その1・2)	○	○	代理店・特約店調に記入された場合は、メーカーの証明書を添付すること。
6	印鑑登録証明書(写し可)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
7	登記事項証明書(写し可)	○	不要	法務局が証明するもの。
8	身分証明書(写し可)	不要	○	本籍地の市町村が証明するもの。
9	封筒 1部(84円切手を貼り、返信用の住所、商号又は名称を記載したもの。)	○	○	受領書送付用
10	申請する営業種目に関し、営業許可・登録又は届出等を必要とする場合は、その証の写し	△	△	
11	物品購入等競争入札(見積り)参加資格審査申請受領書 (様式第6号) 入札等参加資格審査申請受付票 (持参の場合) (様式第7号)	○	○	申請者欄を記入のこと。
12	納税証明書、又は非課税証明書 (写し可) (本店・受任先) ※免税業者であっても必ず提出して下さい。	法人		法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明 その3の3様式(所管税務署)
		個人		所得税、消費税及び地方消費税に未納がない証明 その3の2様式(所管税務署)

営業・販売等に必要な登録証、販売許可証は有効な期間のあるものを添付して下さい。

(注意事項)

- * ○印は、各業者とも必ず提出していただくものです。
- * △印は、必要な業者のみ提出していただくものです。
- * 書類サイズはA4版とします。(ファイル綴じ等の指定はありません。)
- * 各証明書については、発行日から3ヵ月以内のものを提出して下さい。
- * 書類を訂正する場合がありますので、予め1号様式及び、5号様式には捨印(登録印鑑)を押印して下さい。
- * 申請書の記載事項や添付書類に不備等があった場合は一切受付できません。
(こちらからご連絡いたしますので直ちに、再提出して下さい。)
- * 申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を届出して下さい。